

寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)</p>	<p>(特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)</p>
<p>第20条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>第20条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(制定附則)</p>	<p>(制定附則)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～7 (略)</p>	<p>1～7 (略)</p>
<p>(平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p>	<p>(平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p>
<p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></p>	<p>8 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号)附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></p>
<p>9～14 (略)</p>	<p>9～14 (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(改正附則)</p>	<p>(改正附則)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p></p>	<p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行</p>

する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例附則第8項の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。